

【参考：改正後全文】
健政発第497号
平成3年8月15日

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

救急救命士養成所の指導要領について

救急救命士法(平成三年法律第三六号)第三十四条第一号、第二号及び第四号の学校又は救急救命士養成所の指定については、救急救命士学校養成所指定規則(平成三年文部省・厚生省令第二号)及び別紙「救急救命士養成所指導要領」に基づいて運用することとしているので、今後救急救命士養成所として都道府県知事の指定を受けようとする者等に対してご指導方よろしく願います。

救急救命士養成所指導要領

1 一般的事項

- (1) 救急救命士学校養成所指定規則(以下「指定規則」という。)第二条第一項の規定の申請書は、遅くとも授業を開始しようとする日の六か月前までに都道府県知事に提出すること。
- (2) 指定規則第三条第一項の変更の承認申請書は、遅くとも変更を行おうとする日の三か月前までに都道府県知事に提出すること。
- (3) 養成所の設置者は、法人であること。
- (4) 敷地、校舎の位置及び環境が、教育上適切であること。

2 学生に関する事項

- (1) 学則に定められた学生の定員を守ること。
- (2) 入学資格の審査は、法令の定めるところに従い適正に行うこと。
- (3) 入学の選考は、適正に行うこと。
- (4) 学生の出欠状況を確実に把握し、出席状況の不良な者(例えば欠席日数が当該学年の出席すべき日数の三分の一を超える者)については、進級又は卒業を認めないこと。
- (5) 入学、進級、卒業、成績、出席状況等学生に関する記録が確実に保存されていること。
- (6) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。

3 教員に関する事項

- (1) 専任教員の数は、定員又は学級数に応じて増加すること。
- (2) 実習には、必要に応じ、教員に加えて適正な数の実習指導員又は実習助手を配置すること。
- (3) 専任教員の一人一週間当たりの担当授業時間数は過重にならないよう一五時間を標準とすること。
- (4) 各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち、三人以上(法第三十四条第二号及び第四号の学校又は養成所にあつては二人以上)は、医師、救急

救命士又はこれと同等以上の学識経験を有する専任教員であること。

ただし、医師、救急救命士又はこれと同等以上の学識経験を有する専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては二人とすることができること。

(5) 専任教員のうち、少なくとも一人は、救急救命処置に関し相当の経験を有する医師又は免許を受けた後五年以上業務に従事した救急救命士であること。

(6) 授業科目のうち基礎医学科目の医学概論、解剖学・生理学及び臨床救急医学科目については医師が行うこと。

4 授業に関する事項

(1) 指定規則別表第一、別表第二及び別表第三に定める各授業科目は、別表 1 を標準的なものとした教科内容とすること。

(2) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は救急救命士法施行規則第十三条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、履修を免除することができるものであること。

(3) 合併授業又は合同授業は原則として行わないこと。

5 施設設備に関する事項

(1) 同時に授業を行う学級の数を下らない専用の普通教室を有することとし、各学級の専用教室の広さは、学生の定員一人当たり一・六五平方メートル以上であること。

(2) 臨床実習用として次のものを有すること。

(ア) 臨床実習室

(イ) 患者輸送用自動車

(ウ) ロッカールーム又は更衣室

(3) 実習室の広さは、一学級定員の一人当たり三・三一平方メートル以上とし、かつ、適正に実習を行うことができる設備機能を有すること。

(4) 患者輸送用自動車は患者搬送及び救急救命処置の臨床実習が適正に行うことができるような設備機能を有すること。

(5) 教育上必要な機械器具、標本及び模型は、別表 2 を標準として整備すること。

(6) 図書室に有すべき教育上必要な専門図書は、一〇〇〇冊(ただし、救急救命士法第三四条第二号又は第四号の養成所にあつては、五〇〇冊)以上、学術雑誌(外国雑

誌を含む。)は二〇種類以上を備えていること。

6 臨床実習施設に関する事項

- (1) 指定規則第四条第一項第十号の実習指導者は、医師又は免許を受けた後五年以上業務に従事した救急救命士とすること。
- (2) 臨床実習施設における実習指導者の数は、学生一〇人当たり一人以上とすること。
- (3) 臨床実習施設には別表 3 に掲げる機械器具を備えていること。

7 その他

- (1) 入学料、授業料及び実習費等は適当な額であり、学生又は父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。
- (2) 指定規則第五条の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。